

成人年齢引き下げ（民法の一部改正）に伴う 児童養護施設における対応について



2022年10月



岡山県児童養護施設等協議会

目 次

I	18歳成年とは	p.1
II	必要な手続きなど	p.2
III	様々な確認	p.3
IV	障害児・者への対応	p.4～5
V	予想されるトラブルへの対応 に関する弁護士 Q&A	p.6～7
VI	児童への教育	p.8～9
VII	おおまかな流れのイメージ	p.10
◎	付録	p.11～

※岡山県児童養護施設等協議会のHPよりDL可（令和4年度末予定）

I 18歳成年とは

(1) 民法の一部改正の概要

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。つまり18歳で大人となったのです。このことにより

- ・一人で有効な契約をすることができる（親の同意は不要）
- ・父母の親権に服さなくなる

こととなります。

児童養護施設に入所中の高校3年生等は、18歳の誕生日が来ると大人となり、施設としてはこれまでとは違う対応が求められます。

(2) 変わるものと変わらないもの

例としては

携帯電話の購入、アパートを借りる、クレジットカードを作成する、ローンを組んで自動車を購入する、自分の住む場所を決める、進学や就職の進路決定、10年パスポートの取得、家裁における性別の取り扱いの変更 審判を受ける 等

があります。

また、女性の婚姻開始年齢については18歳に引き上げられ、男女とも18歳にならなければ結婚することができないことになりました。

※なお、喫煙や飲酒の年齢、国民年金の加入義務年齢は20歳のままです。

(3) 自立支援

- ・自立支援計画票の策定にあたっては、入所者（本人）と一緒に作っていきましょう。
- ・高年齢児の入所が増加していますが、今後は入所時点で予め措置延長も視野に入れた支援計画を考える必要があります。



急に大人になって不安じゃなあ・・・

身分証明書が必要になるじゃろうから、
マイナンバーカードとか、早めに作っとこう



Ⅱ 必要な手続きなど

施設として慎重さを求められるのは（１）措置延長について、（２）金銭管理についての２点です。

（１）措置延長について

18歳成年となり、本人の意思に反する措置延長はできないこととなります。これ迄も、入所児童が18歳の誕生日を迎える前に児相が面談をし、措置延長の意思確認を行ってきました。さらに今後は、この件について本人からの「措置延長願」を作成した方が、より丁寧な対応になると考えられます。

（様式1）は、本人が施設職員と話をした上で署名し、施設から児相に提出する「再判定願」に添付して、本人の意思を児相側に伝えるための書類として利用することを想定しています。

- ・宛名は児相長です。署名後、施設側もコピーをとっておきましょう。
- ・児相からは、本人宛の措置延長通知が発せられます。

またこれを自立に向けての考えや方向性を整理する機会と捉え、「私の自立支援計画」（参考資料A）を利用するなどして話し合いを重ねましょう。措置延長期間についてもじっくり検討しましょう。

（２）金銭管理について

① 預り金については、従前より施設長が管理することがほとんどだと思います。18歳となっても施設長が管理を続けるなら、本人からの委任状をとっておく必要があるでしょう（様式2）。その場合は、委任する範囲を明確にしておきましょう。※管理規定の変更が必要になる場合があります。

② 保護者対応

児童手当の通帳など、従来は年度末の退所時に保護者へ渡していましたが、今後は本人名義の通帳は本人に返すこととなります。保護者との無用なトラブルを回避するためには、18歳を迎えた時点で保護者とも話をしておくなど、工夫が必要かもしれません。



本人が施設を出ると決めたら、誰にも止められんけん

どうするんが一番えんか、一緒に考えようやあ。



Ⅲ 様々な確認

(1) 記録に残す必要性

これ迄にない、様々なことが起こってくる可能性があります。それらに対して、入所者の最善の利益を考慮しながら話をして決めることになりますが、本人の意思が固く、あるいは一時の感情に任せて、自分の思いを突き通す事態も発生するでしょう。

施設は集団生活ですから、感染症予防の観点から、健康管理等に関することは事前に確認が必要でしょう（様式3）。また各種の契約などは、後になって「なぜあの時止めてくれなかったのか」とか「こんなはずじゃなかったのに」などということになる可能性もあります。そのようなトラブルを最小限にするために、本人の意思を確認できる書類を残しておくのはどうでしょうか（様式4）。

(2) 予測される例

- 医療行為の選択（手術、中絶等）
- 精神科の治療や入院
- 結婚
- 美容整形、エステ
- タレント活動などの契約
- 家族との関りに関する決定
- 連帯保証人になること
- 買い物に関すること（ネットショッピング）
- 貯金の引き出し
- 株や投資など、多額の金銭を使うこと



**保護者が児相に払ってくれとった
「負担金」はどうなるん？**

**これまで通り、保護者が「扶養義務者」
として払ってくれるから大丈夫なんじゃって**



IV 障害児・者への対応

入所者が 18 歳成年に伴い発生するリスクを回避し、その福利を享受する為には、自分自身や生活の現状を的確に把握し、情報を正しく理解して、信頼できる大人からの助言も参考にしながら判断・活用する力が求められます。これらは社会経験の少ない入所者にとっては容易なことではなく、ましてや知的障害や発達障害のある入所者にとってはどうでしょうか。

知的障害や発達障害の方が苦手なこと

- ・想像することや先を見通すこと
- ・細部へ注意を払うこと
- ・話の意図や言葉の裏の意味を捉えること
- ・学習を積み重ねること
- ・気持ちをコントロールすること
- ・気持ちや考えを言葉で伝えること 等

自分自身の状況等を的確に評価・判断して何かを決定したり、必要な情報やとるべき行動を取捨選択したりすることは非常に難しく、様々なトラブルに巻き込まれることや自分が困る結果になっても気づかない・対処できない状況に陥ることが考えられ、一層の注意が必要となります。

障害のある方を様々なリスクから守るには、

- ・特性を考慮し、情報の理解を助けること
- ・契約等、様々な手続き等をサポートすること
- ・長期的に関わることでできる人的資源を確保することが必要です。

また、知的障害や精神障害、発達障害等により、物事を判断する能力が十分でない人を法律的に支援する制度の利用を検討することも有効なのではないでしょうか。

○成年後見人制度

- ・成年後見人制度は助成金の利用も可能
- ・生活困窮や身寄りがない場合は、無償の市民後見人制度の利用を検討

<参考>

- ・成年後見人制度

<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/2110koukenpamph.pdf>

- ・市民後見人について <https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/citizen>

〈後見人って、どんな時に役立つの?〉



よう分からずに高いダイエットサプリを定期購入してしまつた…

契約する前に相談してほしかったわー
あなたには後見人がついとるから相談してみたら?
契約を取り消してもらふことができるかも!



後見人の私が、契約を取り消す手続きをするけー
へーでもなんでもかんでも取り消せる訳じゃねーけえなあ
事前に後見人や頼れる大人に相談して、気をつげんとおえんよ

○信頼できる大人による継続的支援

・アメリカの「サポーターティブ・アダルト」のように、当事者が、信頼でき連絡を取りやすく継続的な関係を築くことのできる身近な身内（実親以外）や大人から、手助けや見守りを得られる体制の構築

●早期からの相談支援事業所の利用による一貫した支援体制の構築

・15歳頃からの相談支援事業所の利用により、成人としての生活への移行・定着までを一貫して支援する仕組みの構築（障害児入所施設における18歳以上入所者（いわゆる「過齢児」）の移行について R3.7.28 社会保障審議会障害者部会）
→退所後の居住地が未決定の段階（支援学校高等部1年生）でも、相談支援事業所と連携して支援計画の策定にとりかかることができれば有難い。

V 予想されるトラブルへの対応に関する弁護士 Q&A



Q：施設長の親権代行、監護措置、本人の権利等の関係性はどうなりますか。
また保護者として施設長はどのような立ち位置になるのですか。

A：成人した者は民法上親権者の親権に服しなくなることを踏まえて、措置延長者に対しては施設長等の親権代行の規定は適用がなくなります。
ただし、親権を行うことがなくなった後も、施設長等は当該施設等の入所者を適切に養護することが求められることから、引き続き必要な支援を行うこととされています。

Q：結婚したいと言ったり、妊娠したりした場合はどうしたら良いの？

A：18歳になり「結婚したい。」「妊娠したから産みたい。」となれば、その意思は尊重されます。

ただ、結婚するという事は、独立して夫婦で一つの家庭を作っていくこととなります。責任や能力が求められますし、子どもが生まれた場合は子どもに対する責任も出てきます。18歳という若年できちんとした判断が出来るかという問題はあります。

Q：18歳の学生でもクレジットカードやローン契約、家を借りるなどが出来るのですか。

A：可能です。

ただ、支払いが滞ったり、契約内容について後々トラブルになったりすることもあります。事前に十分検討したり、誰かに相談したり、自分が責任を負わなければいけないという自覚を持つことが大切です。

Q：18歳成年となった入所者が措置解除を望んだ場合はどのようにしたら良いのでしょうか。

A：本人が措置延長を望まない場合は、措置解除、つまり「退所」となります。ただし、その後の生活場所や生活にかかる必要な経費、また本人自身のソーシャルスキル能力、そして何かあった場合に相談できる相手がいるか等、しっかりとした準備が必要であることを伝えていくことが大切です。

Q：契約トラブル等があった場合はどうした良いですか。

A：P8～9を参照にし、一緒に考えていきましょう。同じ失敗をしないよう、教えていくことも大切です。



**施設に入所している子には特別な
対応と違ってあるん？**

**施設に入所しとっても、
18歳になったら成年としての対応は
他の18歳以上の人と一緒になんよ**



VI 児童への教育

(1) 消費者教育

トラブルの頻度が高いと予想されるのが、消費者被害です。未成年の場合だと、親の同意を得ずに契約した場合には、原則として契約を取り消すことができましたが、18歳ではこの権利はなくなります。(施設入所者も同じ)

消費者教育は学校でも行われますが、施設としても学習の機会を設けるべきではないでしょうか。

- ① 「消費者啓発セミナー」：岡山県の消費生活センターやボランティア講師が県内各地域の会合等に出向いて、悪質商法への注意や対処法など消費者被害防止のための啓発講座を行います。

《講座時間》1時間～1時間30分程度 《派遣料》無料 《参加人数》10人以上

《申し込み方法》所定の講師派遣申込書を講座希望日の1か月前までに岡山県消費生活センターに提出してください。

《問い合わせ先》TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715

- ② 「ネットのリスクを見きわめよう」：ネットショッピングのトラブルを防ぐための教材として、高校生向け情報セキュリティ教材があります。(無料でDL可)。

(2) 性的搾取

大きな社会問題となっており、岡山でも実際に起こっています。

(例) 街中で「モデルにならない？」などと声をかけ、契約書にサインさせ、アダルトビデオへの出演を強要するなど

安易に契約書にサインしないよう、繰り返し伝えることが大切です。

また令和4年6月23日より「AV出演被害防止・救済法」が施行されました。契約後1か月は撮影できない、一定期間、無条件で契約解除できるなど、出演契約を無力化するルールが新しくできました。



自分でいろいろできるようになるけど、
契約書のサインには気をつけんといけんなあ

自立って何でも一人ですることじゃないけん。
困ったら誰かに相談できる
ようになろう！



(3) 相談窓口

- 消費者ホットライン：全国共通 TEL 188^{いちゃ} (近くの消費生活相談窓口を案内)
定期購入、美容医療、儲け話(情報商材、マルチ商法、暗号資産等)の契約や買い物でトラブルに巻き込まれた時の相談窓口

岡山県消費生活センター TEL 086-226-0999
受付時間：火～日 9:00～16:30(祝日、年末年始は除く)

※その他市町にも問い合わせ窓口あり

- 日本司法支援センター(法テラス)：TEL 0570-078374
借金、職場での不当な扱い、DV、ストーカー被害などの法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介してくれる

- ウィズセンター：TEL 086-235-3310
生き方、家族や夫婦のこと、健康のこと、DV被害についてなど悩みごとの相談を受けてくれます
受付時間：火～土 9:30～16:30(祝日を除く)

- DV相談+(プラス)：TEL 0120-279-889
新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化が懸念されることから開設された緊急の相談窓口
電話・メールは24時間受付、チャットでの相談は12:00～22:00

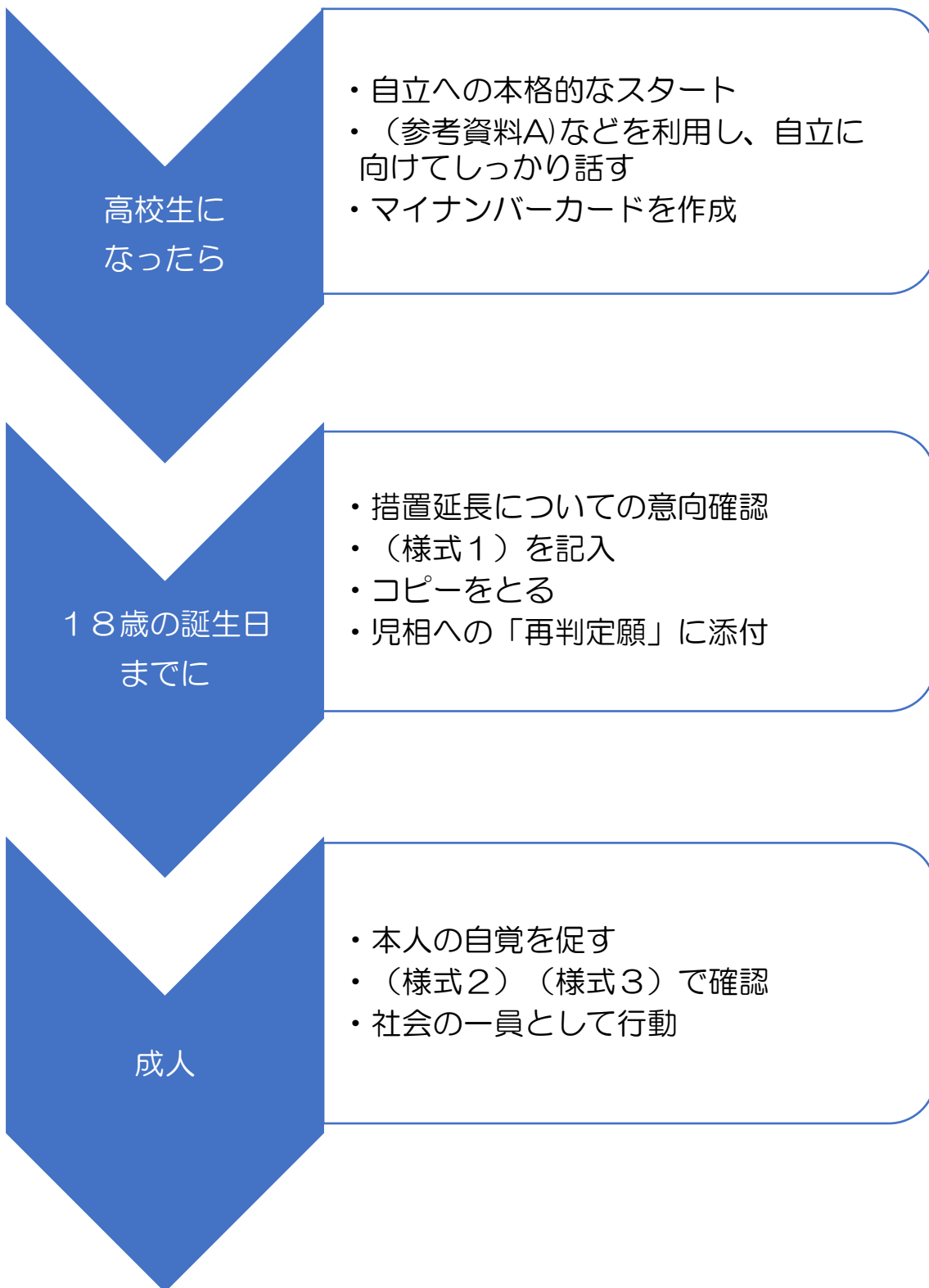
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター：TEL #8891
緊急避妊薬の処方や性感染症検査、証拠採取などの医療的支援、相談・カウンセリングなどの心理的支援、警察への同行支援、弁護士など専門家を紹介する法的支援を行っている

岡山県⇒性暴力被害者支援センター『おかやま心』：TEL 086-206-7511
受付時間：月～土 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

- 性暴力に関するSNS相談 『Cure time(キュアタイム)』で検索
性暴力被害のことが電話で話しにくいと感じたときのチャットでの相談窓口

Ⅶ おおまかな流れのイメージ

保護者や児相等の関係機関と相談、情報共有しながらすすみましょう！



私の自立支援計画

名前()

記入日 年 月 日

(参考資料A)

<現在の状況>

※各項目(○問題なし、△少し課題がある、×課題がある)

I 経済的自立	O・△・×	評価・課題／希望する支援
①収入は定期的にある		
②金銭管理ができる		
③将来の生活費は不足していない		
④借金(ローン)はない		
II 社会的自立	O・△・×	評価・課題／希望する支援
①本音で話せる友だちがいる		
②コミュニケーションができる		
③就労先・就労先で力を発揮できる		
④まわりの人との人間関係はよい		
⑤安定した生活ができている		
III 精神的自立	O・△・×	評価・課題／希望する支援
①自分で考え、決めて行動できる		
②困った時に相談することができる		
③自分をコントロールすることができる		
④家族との関係は良好である		
⑤依存傾向はない		
⑥整理しきれしていない葛藤はない		
IV その他	O・△・×	評価・課題／希望する支援
①基本的な生活スキルが身についている		
②健康である		
③食事はきちんととれている		
④自由な時間を楽しむことができる		
⑤性についての悩みはない		
⑥差別や嫌がらせはない		
⑦その他の心配事や悩み		

<計画> 目指す自立、解決したい課題 / 措置延長については、()年()月()までの予定。

目 標	具体的な方法(私がすること)
1	
2	
3	



支援担当者記入欄

担当職員名()

※支援の必要性・内容について記入してください。

I 経済的自立について
II 社会的自立について
III 精神的自立について
IV その他

具体的な方法(支援者がすること)

(様式1)

措置延長願

1. 私は、児童養護施設 への措置を
延長することをお願いします。

2. 措置延長の期間は までを
希望します。

3. ただし、この件について意見が変わった時や疑問が生じた時は、
児童相談所長と話し合うこととします。

..... 相談所長 様

.....年.....月.....日

児童養護施設

署名

(様式2)

委 任 状

私は、自分の財産管理について施設長等と協議し、措置が継続している間、以下の○印が入っている項目に関して、施設長に委任します。

※施設長に委任する項目に○、委任しない項目には×を入れます。

- () 預貯金通帳、印鑑、キャッシュカード等の保管
- () 預貯金に関する取り引き（払い戻し、解約等）
- () 公的機関からの収入（臨時給付金等）の受領
- () 自立に向けて、適切な金銭管理ができるような支援

その他、財産管理について、以下のことをお願いします。

ただし、意見が変わった時や疑問が生じたときは変更することがあります。

..... 施設長 様

_____年_____月_____日

署 名 _____

(様式3)

健康管理等にかかる合意書

※確認の上、以下の項目についてチェック (☑)を入れてください

- 発熱等の明らかな体調不良が認められる場合には通院します。
- 皮膚疾患・眼病等感染症への罹患の可能性が認められる場合には通院します。
- 通院先への施設職員の必要に応じた引率をお願いします。
- 施設の嘱託医等による定期健康診断の実施をお願いします。
- 処方箋に記載されている医師からの指示内容に則った服薬の履行を行います。
- 処方された薬については、施設職員と相談のうえ管理方法を明確にし、自己管理する場合には適切な管理に努めます。

(施設名)

(施設長名)

様

私は上記のとおり、私自身の健康管理と施設内における感染症まん延防止に必要な施設の方針に合意し、措置が継続している間、自身の健康管理に必要な医療的ケアの実施を施設に依頼します。

令和 年 月 日

《本人署名》

氏 名 _____

(様式4)

自己の契約にかかる誓約書

(施設名)

(施設長名)

様

私は、以下の3点を理解したうえで、

(契約内容)

を契約します。

※この契約は成人として自己の判断で行うため、何か困ったことが生じた場合、

- 1 施設に苦情を申し立てません。
- 2 施設に金銭的な負担をかけません。
- 3 1および2を踏まえたうえで、何か困ったことが生じたときは、一人で抱え込まず、施設職員に相談します。

令和 年 月 日

《本人署名》

氏 名

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 2 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 児童福祉主管部（局） 御中
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）の施行に係る留意事項（Q
& A）の送付について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号。以下「改正法」という。）については、平成 30 年 6 月 20 日に公布され、その内容については「「民法の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（平成 30 年 6 月 20 日子発 0620 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知）においてお示ししたところです。

改正法は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 4 条に規定する成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げるものであり、平成 16 年 4 月 2 日以降に生まれた者は、施行日以降満 18 歳で成年に達することとなるところ、児童福祉施設等への入所措置等に係る留意事項を別紙の Q & A のとおり整理しましたので、内容について十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきよう、お願いいたします。

(別紙)

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行に係る留意事項（Q & A）

問番号	Q	A
1	入所者（里親に委託されている者を含む。以下同じ。）が18歳に到達したとき、令和4年3月31日以前に施行されている児童福祉法（以下「現行児童福祉法」という。）と同様、20歳に達するまで在所期間を延長することは可能か。	令和4年4月1日（以下「施行日」という。）以降においても、児童福祉法第31条第2項又は第4項の規定に基づき、満20歳に達するまで措置を延長することが可能である。
2	18歳に到達した入所者の親（入所者が18歳未満であったときに親権を行う者又は未成年後見人であった者をいう。以下同じ。）に対して、入所等の同意取得は必要か。 また、18歳に到達している児童の親が入所等の同意を撤回した場合の取り扱いについては如何か。	18歳に到達した入所者については、措置につき親の同意を得る必要はなく、本人の意に反しない限り入所等を継続できる。（したがって、親が不同意であっても家庭裁判所に審判を申し立てる必要はない。）ただし、成人した後でも、入所者の親が入所者の処遇等に関わっていることもあるため、必要に応じて入所者の親にも入所の継続等について説明するなどといった対応を行うことが望ましい。
3	18歳に到達した入所者が入所等措置の継続に同意していない場合、措置の継続は可能か。	入所者が18歳到達により成人となり、民法上、親権者の親権に服さなくなることにより、成人した入所者の意に反して措置を継続することはできない。 ただし、措置の解除を希望する入所者に対しては、退所によって当該入所者の自立や健全な成長を損なうことのないよう、本人の置かれた状況を踏まえつつ、本人の真意を確認したり、必要に応じて関係者と相談するなど、本人の最善の利益を考慮した対応を行うことが望ましい。
4	現行児童福祉法では、児童が一時保護中に18歳に到達した場合には一時保護の継続が可能とされているが、成年年齢の引下げ後もこの点に変更はないか。	児童福祉法第33条第8項に変更はなく、施行日以後も現行どおり一時保護を継続することができる。
5	成人した者について2ヵ月を超えて一時保護を	一時保護の延長等にあたって親の同意は不要であり（本人の意に反し

	行う場合、親の同意を得る必要はあるか。	ない限り一時保護の延長が可能)、親が不同意であっても家庭裁判所に審判を申し立てる必要はない。
6	一時保護中に成人した児童から一時保護解除の申出があった場合、その取扱は如何か。	成人した者について、本人の意に反して施設入所等措置を行うことはできないとする趣旨を踏まえれば、本人の意に反した一時保護を行うことはできないと考えられ、本人から一時保護の解除の意向が示された場合は、一時保護を解除することが適当である。 ただし、一時保護の解除を希望する者に対しては、一時保護を解除することによって本人の安全等を損なう結果とならないよう、本人の置かれた状況を踏まえつつ、本人の真意を確認したり、必要に応じて関係者と相談するなど、本人の最善の利益を考慮した対応を行うことが望ましい。
7	児童福祉法第28条第1項、第33条第5項等に基づく審判の申立て中に児童が18歳に到達した場合、審判の取扱はどうか。 また、申し立てていた処分を行うことはできるのか。	一時保護の延長や施設入所等措置に係る承認審判の係属中（抗告審判係属の場合も含む）に児童が成人した場合の当該審判手続の扱いについては、最終的には各裁判体の判断によることと承知している。 もっとも、児童が成年に達したことを理由として、仮に申立てが却下され、あるいは申立てを却下することを原決定が確定することとなった場合であっても、問A1に対する回答のとおり、成年に達した児童（延長者・保護延長者）に対する一時保護の延長や施設入所等措置が妨げられることはない。
B. 入所者等に対する施設長等の権限等について		
1	児童福祉法第47条第1項及び第2項に基づく児童福祉施設の長及び児童相談所長の親権代行は、18歳以上の一時保護対象者及び入所者に対しても適用されるのか。	成人した者は民法上親権者の親権に服しなくなること踏まえて、民法等の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）による児童福祉法の改正により、同法第47条中の「児童等」の文言は「児童」と改められ、施行日以降は、延長者に対しては施設長等の親権代行の規定は適用がなくなる。 ただし、親権を行うことがなくなった後も、施設長等は当該施設等の入所者を適切に養護することが求められることから、引き続き必要な支援を行うこと。
2	成人した入所者について、施設長等が引き続き	成人した入所者については、財産管理は原則本人が行うものとなるが、

	<p>本人との合意に基づいて、従前から施設長等が管理していた金銭を退所まで引き続き管理することは差し支えない。その場合、施設等や入所者個人ごととに財産管理に係るルールを定める、当該入所者に係る金銭の收支を明らかにする帳簿を整備するなど、適切な財産管理に努めること。</p> <p>児童福祉法第56条第1項及び第2項において「本人又はその扶養義務者」から徴収するとされていることから、費用負担金の徴収は従来どおりとなる。</p>	<p>本人との合意に基づいて、従前から施設長等が管理していた金銭を退所まで引き続き管理することは差し支えない。その場合、施設等や入所者個人ごととに財産管理に係るルールを定める、当該入所者に係る金銭の收支を明らかにする帳簿を整備するなど、適切な財産管理に努めること。</p> <p>児童福祉法第56条第1項及び第2項において「本人又はその扶養義務者」から徴収するとされていることから、費用負担金の徴収は従来どおりとなる。</p>
3	<p>民法第877条に基づく扶養義務者は、3親等以内の親族とされており、これに基づき入所措置にかかると費用負担金徴収先が設定されているが、入所者が18歳に到達した後についても費用負担金の徴収は従来通りとなるか。</p>	<p>民法第877条に基づく扶養義務者は、3親等以内の親族とされており、これに基づき入所措置にかかると費用負担金徴収先が設定されているが、入所者が18歳に到達した後についても費用負担金の徴収は従来通りとなるか。</p>
<p>C. 面会通信制限について</p>		
1	<p>施行日以後は、延長者（児童福祉法第31条第4項に規定する延長者をいう。）に関しては、児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐待防止法」という。）に基づく面会通信制限や接近禁止命令の処分をとることはできないが、保護者が強引に面会要求した場合等の対応は如何か。</p>	<p>民法の一部を改正する法律による虐待防止法第16条の規定の削除により、同条の規定に基づき延長者に関して同法第12条及び第12条の4の規定を適用することができなくなるため、同法に基づく面会通信制限や接近禁止命令の処分をとることはできない。</p> <p>延長者に関し、親が強引に面会要求等を行う場合には、児童福祉法第31条第4項の規定により行う同法第27条第1項第2号の指導の措置によって対応することが考えられる。</p>
<p>D. 18歳を迎えるときの手続等について</p>		
1	<p>児童が18歳に到達する前から行っている一時保護又は入所等措置を18歳到達後も継続するときは、児童が18歳に到達した時点で親権者等宛てに措置・一時保護解除決定を行い、本人に対して新たに措置期間延長・一時保護決定を行うのか。</p>	<p>処分の内容に変更はないと考えられ、必ずしもお尋ねのような手続をとる必要はないが、ケースワークを円滑に進める観点から、児童が成人することにより親には親権者等としての地位はなくなり、児童相談所が親の意向に関わらず一時保護や入所等措置が行えるようになること等を保護者に説明することは差し支えない。</p>
2	<p>現行では、措置延長の通知は保護者に行うこととしているが、施行日以後は誰に通知することとなるのか。</p>	<p>問A2に対する回答のとおり、18歳に到達した入所者については、本人の意に反しない限り入所等を継続できるものであることから、18歳に到達する以前に措置延長することをあらかじめ決めた場合も含め、措置延長に係る通知は入所者本人宛に行うこと。</p> <p>ただし、必要に応じて本人に加えて入所者の親に連絡することも差し</p>

		支えない。
E. 審査請求について		
1	成人した者が一時保護若しくは入所等措置をされた場合又はこれらの措置を解除された場合に、保護者が審査請求（行政不服申立て）を行うことは可能か。	成年した者への一時保護等は本人を名宛人とするものであるから、保護者が審査請求を行うことはできない。
2	児童が一時保護又は施設入所等措置をされている間に18歳に到達した場合、既に行われている保護者からの審査請求（行政不服申立て）の取扱は如何か。	一時保護等をされている者が成人することにより、請求の利益が消滅し、請求は却下されるものと考えられる。
3	成人した者に係る一時保護又は施設入所等措置に関して、当該成人した者は審査請求を行うことができるか。	処分の名宛人であるため審査請求を行うことができる。



18歳成年になって、いいことも
あるんじゃろ？

もちろん！携帯電話の契約は、保証人が
なくても自分でできるようになる。
自分の意思をきちんと持てば、
保護者にムダに振り回されんですむかも。



岡山県児童養護施設等協議会 職員関連事業部会

成人年齢引き下げ（民法の一部改正）に伴う児童養護施設における

対応についてのワーキングチーム

【メンバー】

則武 直美 （岡山聖園子供の家） ※責任者

津嶋 悟 （若松園） ※職員関連事業部会長

平井 聡子 （若松園）

作田 惇人 （岡山聖園子供の家）

上野 凌太郎 （わかば園）